国立大学法人山梨大学職員倫理規程

平成１６年　４月　１日制定　　平成１８年　１月　１日改正
平成１８年　６月２１日改正　　平成２４年　３月３０日改正
平成２６年１１月２８日改正　　平成２７年　３月２７日改正
平成２８年　２月２４日改正　　平成２８年　６月２８日改正
令和　５年１１月２７日改正　　令和　６年　３月２５日改正

（趣旨）

第１条　この規程は，国立大学法人山梨大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第４０条及び国立大学法人山梨大学非常勤職員就業規則（以下「非常勤就業規則」という。）第２６条の規定に基づき，国立大学法人山梨大学（以下「本学」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより，職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り，もって本学の業務に対する国民の信頼を確保することを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において「職員」とは，常勤職員又は非常勤職員に拘わらず，全ての職員をいう。

２　この規程において「事業者等」とは，法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

３　この規程の適用については，事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員，従業員，代理人その他の者は，前項の事業者等とみなす。

４　この規程において「利害関係者」とは，次の各号に掲げるものをいう。

(1) 職員が職務として携わる，売買，賃借，請負その他の契約に関する事務，これらの契約を締結している事業者等，これらの契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

(2) 職員が職務として携わる，不利益処分をする事務において，当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名あて人となるべき事業者等又は個人（前項の規定により事業者等とみなされる者を除く。以下「特定個人」という。）

(3) 職員が職務として携わる，許認可等をする事務において，当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等，当該許認可等の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人

５　職員に異動があった場合において，当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が，異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは，当該利害関係者であった者は，当該異動の日から起算して３年間（当該期間内に，当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは，その日までの間）は，当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

６　他の職員の利害関係者が，職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては，当該他の職員の利害関係者は，その職員の利害関係者であるものとみなす。

（倫理行動規準）

第３条　職員は，本学の職員としての誇りを持ち，かつ，その使命を自覚し，次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として，行動しなければならない。

(1) 職員は，職務上知り得た情報について国民の一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等国民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず，常に公正な職務の執行に当た

らなければならないこと。
(2) 職員は，常に公私の別を明らかにし，いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。
(3) 職員は，法令及び本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては，当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
(4) 職員は，職務の遂行に当たっては，公共の利益の増進を目指し，全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
(5) 職員は，勤務時間外においても，自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと

（禁止行為）
第４条　職員は，次に掲げる行為を行ってはならない。
(1) 利害関係者から金銭，物品又は不動産の贈与（せん別，祝儀，香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。）を受けること。
(2) 利害関係者から金銭の貸付け（業として行われる金銭の貸付けにあっては，無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。）を受けること。
(3) 利害関係者から又は利害関係者の負担により，無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
(4) 利害関係者から又は利害関係者の負担により，無償で役務の提供を受けること。
(5) 利害関係者から未公開株式（証券取引法（昭和２３年法律第２５号）第２条第１６項に規定する証券取引所に上場されておらず，かつ，同法第７５条第１項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。）を譲り受けること。
(6) 利害関係者から供応接待を受けること。
(7) 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
(8) 利害関係者と共に旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。
(9) 利害関係者をして，第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
２　前項の規定にかかわらず，職員は，次に掲げる行為を行うことができる。
(1) 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。
(2) 多数の者が出席する立食パーティー（飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。以下同じ。）において，利害関係者から記念品の贈与を受けること。
(3) 職務として利害関係者を訪問した際に，当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
(4) 職務として利害関係者を訪問した際に，当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者がその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること（当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合に限る。）。
(5) 職務として出席した会議その他の会合において，利害関係者から茶菓の提供を受けること。
(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて，利害関係者から飲食物の提供を受けること。
(7) 職務として出席した会議において，利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。なお，簡素な飲食物の上限については，２千円程度を目安とする。
３　第１項の規定の適用については，職員（同項第９号に掲げる行為にあっては，同号の第三者。以下この項において同じ。）が，利害関係者から，物品若しくは不動産を購入した場合，物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において，それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは，

当該職員は，当該利害関係者から，当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第５条　職員は，私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であって，利害関係者に該当するものとの間においては，職務上の利害関係の状況，私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ，公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り，前条第１項の規定にかかわらず，同項各号（第９号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

２　職員は，前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては，倫理監督者（第１５条に定める倫理監督者をいう。以下同じ。）に相談し，その指示に従うものとする。

（利害関係者以外の者との間における禁止行為）

第６条　職員は，利害関係者に該当しない事業者等であっても，その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

２　職員は，自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受け又は役務の受領の対価を，その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず，それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

（特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止）

第７条　職員は，次に掲げる書籍等（書籍，雑誌等の印刷物又は電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式により，文字，図形，音，映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録したものをいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

(1) 本学が直接支出する費用をもって作成される書籍等

(2) 作成数の過半数を本学において買い入れる書籍等

（職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止）

第８条　職員は，他の職員の第４条又は前２条の規定に違反する行為によって当該他の職員（第４条第１項第９号の規定に違反する行為にあっては，同号の第三者）が得た財産上の利益であることを知りながら，当該利益の全部若しくは一部を受け取り，又は享受してはならない。

２　職員は，総括倫理監督者（第１５条に定める総括倫理監督者をいう。），倫理監督者その他当該職員の所属する組織において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に対して，自己若しくは自己の所属する組織の他の職員が本規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について，虚偽の申述を行い，又はこれを隠ぺいしてはならない。

３　職員を監督又は管理する地位にある者は，その管理し，又は監督する職員が本規程又は本規程に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは，これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第９条　職員は，自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において，自己の飲食に要する費用が１万円を超えるときは，次に掲げる場合を除き，あらかじめ，様式第１号の利害関係者との飲食に関する届出書を倫理監督者に届け出なければならない。ただし，やむを得ない事情によりあらかじめ

届け出ることができなかったときは，事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

(1) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて，利害関係者と共に飲食をするとき。

(2) 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であって，自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であって利害関係者に該当しないものが負担するとき。

（講演等に関する規制）

第１０条　職員は，利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて，講演，討論，講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授，著述，監修，編さん又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送の放送番組への出演（兼業許可を得てするものを除く。以下「講演等」という。）をしようとする場合は，あらかじめ倫理監督者の承認を得なければならない。

２　前項に掲げる利害関係者からの依頼に応じて行う講演等に対する報酬の基準は次のとおりとする。

(1) 利害関係者からの依頼に応じて職員が行う講演，討論，講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授又は放送番組への出演に対する報酬の上限については，１時間あたり２万円を目安とする。

(2) 利害関係者からの依頼に応じて職員が行う著述，監修又は編さんに対する報酬の上限については，400 字あたり４千円を目安とする。

(3) その内容の高度の専門性に鑑み，前各号によりがたい場合には，あらかじめ倫理監督者に相談するものとする。ただし，その額は第１号の場合にあっては１０万円を，前号の場合にあっては１万円を超えることはできない。

３　前項に掲げる報酬には，旅費，宿泊費等，実費弁償にかかる経費は含まれないものとする。

４　倫理監督者は，第２項に定める額にかかわらず，利害関係者から受ける報酬に関し，職員の職務の種類又は内容に応じて，当該報酬の額が公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがあると判断した場合は，当該講演等を承認しないものとする。

（職員からの申請に対する承認）

第１１条　職員は，前条の規定による承認の申請をしようとするときは，様式第２号による利害関係者からの依頼により行う講演、著述等に関する承認申請書（兼　報酬の額に関する相談書）を作成し，倫理監督者に提出するものとする。

２　前項に関する申請書は，遅くとも２週間前に倫理監督者に提出するものとする。

３　職員は，倫理監督者の承認を得ないで，若しくは承認を得る前に当該申請にかかわる行為を行ってはならない。

（贈与等の報告）

第１２条　役員及び管理又は監督の地位にある職員（国立大学法人山梨大学職員給与規程に基づく管理職手当の支給を受ける職員をいう。以下同じ。）は，事業者等から，金銭，物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき（当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払を受けた時において管理又は監督の地位にある職員であった場合に限り，かつ，当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が１件につき５千円を超える場合に限る。）は，１月から３月まで，４月から６月まで，７月から９月まで及び１０月から１２月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとに，様式第３号による贈与等報告書を，当該四半期の翌四半期の初日から１４日以内に，倫理監督者に提出しなければならない。

（報酬）

第１３条　前条にいう報酬は，次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち，職員の現在又は過去の職務に関係する事項に関する講演の報酬

（報告書の保存及び閲覧）

第１４条　第１２条の規定により提出された贈与等報告書は，これを受理した倫理監督者において，提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない。

２　何人も，倫理監督者に対し，前項の規定により保存されている贈与等報告書（贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額が１件につき２万円を超える部分に限る。）の閲覧を請求することができる。

３　前項に規定する贈与等報告書の閲覧（以下「贈与等報告書の閲覧」という。）は，当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して６０日を経過した日の翌日以後これをすることができる。

４　贈与等報告書の閲覧は，倫理監督者が指定する場所でこれをしなければならない。

（総括倫理監督者及び倫理監督者）

第１５条　職員の職務に係る倫理の保持を図るため，別表とおり本学に総括倫理監督者及び倫理監督者を置き，その職務を定めるものとする。

２　総括倫理監督者は，学長とする。

（倫理監督者への相談）

第１６条　職員は，自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合又は利害関係者との間で行う行為が第４条第１項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には，倫理監督者に相談するものとする。

（倫理監督者及び総括倫理監督者の責務）

第１７条　倫理監督者は，この規程に定める事項の実施に関し，次に掲げる責務を有する。

(1) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には，厳正に対処すること。

(2) 職員がこの規程に違反する行為について倫理監督者その他の適切な機関に通知をしたことを理由として，当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(3) 職員からの第５条第２項又は第１６条の相談に応じ，必要な指導及び助言を行うこと。

(4) 職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め，その結果に基づき，職員の職務に係る倫理の保持に関し，必要な指導及び助言を行うこと。

２　総括倫理監督者は，この規程に定める事項の実施に関し，次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理及び保存並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 研修その他の施策により，職員の倫理観のかん養及び保持に努めること。

(3) 他の倫理監督者と連携し，承認基準等の全学的な調整を図り，必要に応じて指導等を行うこと。

（その他）

第１８条　この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，学長が別に定めるものとする。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成１６年４月１日から施行する。

２　この規程の施行日以前に国家公務員倫理規程法等により許可を受けたものは，本規程により許可を受けたものとして取り扱うものとする。

附　則（平成１８年１月１日）

この規程は，平成１８年１月１日から施行する。

附　則（平成１８年６月２１日）

この規程は，平成１８年６月２１日から施行する。

附　則（平成２４年３月３０日）

この規程は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年１１月２８日）

この規程は，平成２６年１２月１日から施行し，平成２６年１０月１日から適用する。

附　則（平成２７年３月２７日）

この規程は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年２月２４日）

この規程は，平成２８年４月１日から施行する。

附　則（平成２８年６月２８日）

この規程は，平成２８年６月２８日から施行し，平成２８年４月１日から適用する。

附　則（令和５年１１月２７日）

この規程は，令和５年１１月２７日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

附　則（令和６年３月２５日）

この規程は，令和６年３月２５日から施行し，令和５年４月１日から適用する。

別表（第１５条関係）

倫理監督者の職務分担等

倫理監督者	職　務　分　担
人事部長	１）他の倫理監督者の範囲以外の職員の申請に対する承認 ２）総括倫理監督者に対する届出又は承認事項の報告
教育学域支援課長	１）当該学部及び大学院総合研究部教育学域の職員の申請に対する承認 ２）総括倫理監督者に対する届出又は承認事項の報告
医学域事務部長	１）当該学部，大学院総合研究部医学域並びに総合分析実験センターの職員の申請に対する承認 ２）総括倫理監督者に対する届出又は承認事項の報告
工学域支援課長	１）当該学部，大学院総合研究部工学域並びに機器分析センターの職員の申請に対する承認 ２）総括倫理監督者に対する届出又は承認事項の報告
生命環境学域支援課長	１）当該学部，大学院総合研究部生命環境学域の職員の申請に対する承認 ２）総括倫理監督者に対する届出又は承認事項の報告

別紙様式第１号

□　職員→倫理監督者→総括倫理監督者(写)

年　　月　　日

利害関係者との飲食に関する届出書

所　属

職　名

氏　名　　印

本学倫理規程第９条の規定に基づき，下記のとおり届け出ます。

記

1　飲食の目的，理由

2　飲食の相手方

3　飲食の内容（飲食に要する予定金額を含む）

4　飲食の日時

5　飲食の場所

別紙様式第２号

□　職員→倫理監督者→総括倫理監督者(承認書(写))

年　　月　　日

利害関係者からの依頼により行う講演，著述等に関する承認申請書
（兼　報酬の額に関する相談書）

所　属
職　名
氏　名　　印

本学倫理規程第１０条の承認を得たく，下記のとおり申請します。

記

1　講演，著述等の依頼者

2　講演，著述等の内容（講演対象者を含む）

3　講演，著述等を行う場所，日時
【講演，討論，講習等】
場　　所：
日　　時：平成　年　月　日
時間内訳：(直前打合せ)　　：　　～　　：　　(　　時間)
（講演等）　　：　　～　　：　　(　　時間)
（質疑応答）　　：　　～　　：　　(　　時間)
(計　　時間)
【著述，監修，編さん等】
文字数：　　字

4　報酬の額
報　酬：　　円（　　円/時間，　　円/400 字)
旅費等：　　円
その他：

報酬の基準額を超える場合の相談事項
根拠（該当項目に印を付してください）
□　高度の専門性を有するため
□　資料作成等に経費がかかるため（　　円程度）
□　その他（具体的に　　）

上記の申請を承認する。

年　　月　　日

倫理監督者　　印

(注)上記の講演等に関連して行われる飲食についての届出は，別紙様式第１号によるものとする。

[報酬の基準]

1　講演，討論，講習若しくは研修における指導若しくは知識の教授又は放送番組への出演に対する報酬の上限については，１時間あたり２万円を目安とする。

2　著述，監修又は編さんに対する報酬の上限については，400 字あたり４千円を目安とする。

別紙様式第３号

年　　月　　日提出

贈　与　等　報　告　書

倫理監督者　殿

所　属：

職　名：

氏　名：　　印

贈与等又は報酬の支払を受けた年月日	年　　月　　日
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	□　会合等への出席（会合名、内容等：　　） □　著述（著作物の名称、著述内容等：　　） □　講演（講演の題名・内容、年月日、場所等： 　　） □　その他 （　　）
贈与等又は報酬の内容	□　金銭（□原稿料　□印税　□講演料 □その他（　　）） □　金銭以外 内容：
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	円 （講演等の時間数又は原稿枚数（400 字詰原稿用紙）：　　）
上欄に推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	□　販売業者への販売価格の照会に対する回答による価額 □　カタログに記載された価格に基づく価額 □　主催者側に総額を確認し、出席者数で等分した価額 □　店側に総額を確認し、出席者数で等分した価額 □　その他（　　）
供応接待を受けた場合にあっては、その場所の名称及び住所並びにその場に居合わせた者の人数及び職業	場所の名称： 住所： □　多数の者が居合わせた立食パーティー等の場合 人数（概数）：　　名 □　その他の場合 人数：　　名 職業：
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	事業者等の名称： 事業者等の住所：
役員等が事業者等の利益のために贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職地位及び氏名（当該役員等が複数の場合にあっては、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名を記載）	役員等の役職又は地位： 役員等の氏名：
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する組織との関係	職務との関係： 所属組織との関係： □　利害関係あり→□講演等の場合、事前に倫理監督者の承認あり □　利害関係なし

（注）　贈与等又は報酬の支払１件につき１枚に記入する。